

# 仙台市職員採用選考案内

## — 齒科医師 —

令和4年12月5日  
仙 台 市

### 1. 選考の種類、採用予定人員及び職務概要

選考の種類	採用予定人 員	職務概要
歯科医師	1名	健康福祉局や区役所保健福祉センター等において、歯と口の健康づくりに係る施策の企画立案、各団体等との連絡調整、歯科保健行政を担う人材育成、歯科保健業務（歯科健康診査、歯科相談業務等）などに従事します。

◇ 採用予定人員については、新規事業計画等により変更することがあります。

2. 応募期間 令和4年12月5日～令和5年1月20日

3. 採用予定日 令和5年4月1日

### 4. 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

※ 日本国籍を有しない人は、採用後、担当できる職務等に制限があります。

(3ページ「10. 日本国籍を有しない職員の担当職務について」を参照してください。)

(2) 地方公務員法第16条に定められている次のいずれにも該当しない人

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の人
  - イ 仙台市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

(3) 年齢、資格・免許等（次表のとおり）に該当する人

年 齢	資 格 ・ 免 許 等
昭和33年4月2日以降に生まれた人	次の①②を全て満たす人 ①歯科医師免許を有する人 ②歯科医師法第16条の2第1項の規定による臨床研修を修了した人、又は採用予定日までに修了する見込みの人（平成18年4月1日以後に歯科医師免許を申請し、かつ、取得した場合に限る。）

## 5. 考査の日時・会場

日 時	考 査 会 場 (予定)
令和5年2月5日（日）	仙台市人事委員会事務局（仙台市役所二日町分庁舎3階） ※4ページ参照（場所は、受験票に記載して通知します。）

## 6. 考査の方法・内容

考査方法	内 容
面接考査	個別面接

◇ 面接考査は、全て日本語での質問・応答になります。

## 7. 受験申込手続

- (1) 本案内はさみ込みの受験申込書（両面印刷）に必要事項を漏れなく記載の上、所定欄に自筆で署名し、写真(縦4cm×横3cm)を貼って申し込んでください（「受験申込書の記入要領」に従って記入してください。また、申込書の記載が十分か、写真是正しいサイズで鮮明か等、必ず確認してください。）。
- (2) 申込は郵送に限ります。封筒の表に「歯科医師受験」と朱書きして、次の①～③の書類と一緒に、〒980-8671 仙台市総務局人材育成部人事課（住所不要）あてに「簡易書留」等の確実な方法により送付してください。受付期間中の消印のあるものに限り受理します（③については、平成18年4月1日以後に歯科医師免許を申請し、かつ、取得した人のみ、追加で提出してください。）。
  - ① 仙台市歯科医師志望理由書（本案内はさみ込みのもの） 1通
  - ② 歯科医師免許証の写し 1通
  - ③ 歯科医師臨床研修修了登録証の写し 1通

※ ②歯科医師免許証、③歯科医師臨床研修修了登録証については、考査当日に原本を確認させていただきます。
- (3) 受験票は、本案内はさみ込みの用紙に必要事項を全て記入し、点線に沿って切り取り、郵便はがきに表裏ともはがれないように貼り付けて申込書等に同封してください。また、郵便はがき以外のはがきを使用する場合には必ず63円切手を貼付してください（受験票が1月31日（火）までに届かない場合には、人事委員会事務局に電話にて照会してください。）。

## 8. 合格発表

発 表 日 時	掲 示 場 所
令和5年2月16日（木）午前10時	仙台市役所本庁舎東側掲示板

# 仙台市職員採用選考受験申込書

フリガナ			選考の種類	受験番号
氏名			歯科医師	
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生			<b>写 真 欄</b> 次のような写真を裏全面にのりをつけてこの欄に貼ってください。 ・申込前の6か月以内の撮影 ・縦4cm、横3cm ・脱帽、上半身、正面向き ・写真の裏に氏名を書くこと
現住所	〒 —			
現住所以外の連絡先	※合格通知等の送付先・連絡先として現住所以外を指定する場合のみ記入 〒 —			
電話番号	( ) — ※上記以外の緊急連絡先 ( ) — 連絡先名 :			
資格・免許等	歯科医師免許	歯科医籍登録年月日 番号	昭和・平成・令和 第	年 月 日 号
学歴	学校名	学部・学科	在学期間	卒業・卒業見込等の区別
	最終(現在)		昭・平・令 年 月から 昭・平・令 年 月まで	卒業 ___ 学年 在学中 卒業見込 ___ 学年 中退
	その前		昭・平・令 年 月から 昭・平・令 年 月まで	卒業 ___ 学年 中退
	その前		昭・平・令 年 月から 昭・平・令 年 月まで	卒業 ___ 学年 中退
職歴	勤務先	勤務内容	所在地	在職期間
	最終(現在)			昭・平・令 年 月から 昭・平・令 年 月まで
	その前			昭・平・令 年 月から 昭・平・令 年 月まで
	その前			昭・平・令 年 月から 昭・平・令 年 月まで
	その前			昭・平・令 年 月から 昭・平・令 年 月まで
	その前			昭・平・令 年 月から 昭・平・令 年 月まで

氏名

性 格	長所		
	短所		
趣味・特技			
検定・免許（歯科医師免許を除く）・資格（名称と取得（見込）年月）			
あなたが考える地方公務員像			
他の就職試験の 受験状況 (予定も含む)	医療機関又は試験名	受験年月日	合・否
		年 月 日	
		年 月 日	

私は、仙台市職員採用選考案内の記載内容を了承の上、同選考を受験したいので、上記のとおり申し込みます。

なお、私は採用選考案内に掲げてある受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当していません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。

令和 年 月 日

氏名

(参考) 地方公務員法第16条(一部抜粋)

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・仙台市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

氏名及び年月日は必ず自署してください。

※この申込書の記載事項は、職員採用選考、選考結果の分析のために用いるものです。

# 受験申込書の記入要領

太枠内の全ての欄について、下記の要領で漏れなく記入してください。

記入には、すべて黒インク又は黒ボールペンを用い、間違いのないようにハッキリと丁寧に書いてください（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）。

受験申込書は必ず両面とも記入してください。

(1) 氏名・フリガナ欄

氏名及びフリガナを記入してください。

(2) 生年月日欄

生年月日を記入してください。

(3) 現住所、現住所以外の連絡先欄

現住所を、できるだけ詳しく（寮・アパートなどの場合にはその名称・室番号まで、下宿などの場合には同居先も）記入してください。また、合格通知等の送付先・連絡先に現住所以外の住所を指定する場合は、現住所以外の連絡先も併せて記入してください。

(4) 電話番号欄

確実に連絡の取れる番号を必ず記入してください（受験資格等の確認のため連絡する場合があります。）。上記以外に緊急連絡先がある場合は、その連絡先名と電話番号を記入してください。

(5) 写真欄

最近6か月以内に撮影した、脱帽、上半身、正面向きのものを、所定の欄にはがれないようにしっかりと貼付してください（縦4cm×横3cm）。また、貼付する前に写真の裏側には氏名を書いておいてください。

(6) 資格・免許等欄

歯科医師免許の歯科医籍登録年月日及び番号を記入してください。

(7) 学歴欄

最終学校から順に記入し、大学の場合は学部・学科名を、短期大学、高等専門学校及び高等学校の場合は学科名を記入してください（中学校以下の学歴は不要です。）。また、受験資格に関係する専修学校・各種学校も記入してください。卒業・卒業見込等の区別の欄には、該当するものに○をつけ、在学中及び中退の場合は、その学年も記入してください。

(8) 職歴欄

今までの職務上の経験（自営業、農林水産業、通学しながらの勤務及び3か月以上のアルバイトを含む。）を、最近のものから順に記入してください。在職中の場合、在職期間の記入は上段の「昭・平・令 年 月から」部分のみとし、下段の「昭・平・令 年 月まで」の部分は空欄にしてください（職務上の経験が歯科医師として診断又は治療に従事したものである場合、勤務内容の欄には、標榜科名と役職名を記入してください。）。

(9) 性格、趣味・特技の各欄も、必ず記入してください。

(10) 検定・免許・資格欄には、歯科医師免許以外の検定・免許・資格があれば、その名称、取得（見込）年月を記入してください。

(11) 裏面下段の氏名欄は、記載事項を確認の上、自筆で署名してください。なお、日付も忘れずに記入してください。

(12) 受験票用はがきには、あて先となる郵便番号・住所・氏名を記入し、必ず63円切手を貼付してください。なお、あて先となる氏名欄の「様」は消さないでください。

※ 申込にあたっては、受験申込書は必ず両面とも記入の上、添付する書類（2ページ「7. 受験申込手続」参照）をもう一度確認し、封筒に入れ忘れのないようにしてください。

## 仙台市歯科医師 志望理由書

令和 年 月 日記入

フリガナ 氏 名	
①公衆衛生に携わる歯科医師を志望する理由	
②今後、仙台市役所で歯科医師として取り組んでいきたいこと	
③これまで力を入れて取り組んできたこと (仕事・研究・仕事以外の活動等)	
④採用にあたって考慮を要する事項	

# 受験票

※ 受験票送付のあて先となる郵便番号・住所・氏名を所定欄に記入した後、点線に沿って切り取り、郵便はがきに表裏ともはがれないようにし、貼り付けてください。  
(郵便はがき以外のはがきを使用する場合には、必ず63円切手を貼ってください。)  
なお、あて先となる氏名欄の「様」は消さないでください。

(表)

(裏)

(〒 )

住所

( 様方 )

氏名  
様

(差出人) 仙台市人事委員会事務局  
〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
電話 022(214)4457

仙台市職員採用選考  
受験票

[通信欄]

選考の種類	歯科医師	受験番号
検査日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分までに集合	
検査会場		

注 意 事 項

○ 考査当日は、表記の時刻までに集合してください。

○ 遅れた人は、原則として受験できません。

○ 考査会場には駐車場がありませんので、自家用車での来場はできません。

## 仙台市で勤務する、公衆衛生に携わる歯科医師を募集します！

仙台市は東北地方唯一の政令指定都市であり、経済、学術などの高度な都市機能が集積する都心部から、豊かな田園や山林が広がる郊外部まで、多様な側面を持つ中枢都市として発展してきました。

まちづくりにおいて、市民の安全で健康な暮らしはその基礎であり、また活力を支える重要な柱です。市民が健やかで質の高い生活を営むうえで基本となる「歯と口の健康づくり」の中心的役割を担う歯科医師として、109万市民の健やかな生活を守り支える最前線で活躍いただける方を募集します。

### 【ポイント】

#### ① 109万仙台市民の健康に携わる“やりがい”のある仕事です

地域の特性と市民の健康課題に対応した歯科保健計画や事業の企画立案と、直接的な取り組みによる地域に密着した地域全体の健康づくりを推進します。また、母子保健に加え、介護保険や福祉制度などの分野とも連携します。

#### ② 歯科医師としての専門知識を活かすことができる仕事です

市民の歯と口の健康づくりに向けた施策の企画・立案や歯科健診など、歯科医師の専門知識を活かすことができるやりがいがある仕事です。また、仙台歯科医師会をはじめ、仙台市医師会や東北大大学などと連携して保健・健康施策を推進しており、医療関係者とのネットワークも広がります。

#### ③ “働きやすい”勤務制度で、勤務場所は仙台市内です

子育てや介護など、仕事とプライベートの両立ができるよう、各種支援・休暇制度を設けています。また勤務は、基本的に定められた勤務時間内になります（災害対応など、時間外勤務が必要となる場合があります）。また、数年ごとに職場の異動はありますが、勤務場所は仙台市内です。

#### ④ 必要な知識は、採用後の研修や業務を通して修得できます

これまでの専門分野や行政機関での経験は問いません。

国立保健医療科学院などの関係機関での研修の受講のほか、先輩歯科医師がサポートします。

広く市民の健康をフィールドとする公衆衛生の仕事は、とてもやりがいがあります。これまでの臨床経験を活かすことができますし、大学や研究所での研究の経験を実際の取り組みに応用し、市民の歯と口の健康づくりに直接貢献できる可能性も十分あります。

健康福祉局、区役所保健福祉センターなどで、市民の健康づくりに積極的に取り組む方に応募していただくことを期待しています。

そのような方がいらっしゃいましたら、ぜひ私たちと一緒に、働いてみませんか。

興味がある方は、ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉

仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

TEL 022-214-8197 FAX 022-214-4446

E-mail : [fuk005520@city.sendai.jp](mailto:fuk005520@city.sendai.jp)

## 公衆衛生に携わる歯科医師の主な勤務条件など

### 1. 業務内容

主な業務は次のとおりです。主に歯と口の健康づくりに係る施策の企画立案・調整や、市民への保健サービスを提供します。

実際の業務は、職場の保健師・栄養士・歯科衛生士・衛生職等の技術系職員や事務職員と協力して進めます。

#### (1)歯科保健医療施策の推進、進行管理

- ・歯科保健医療施策の企画・立案
- ・歯科保健医療に係る各種協議会等

#### (2)歯科健康診査

- ・幼児健康診査
- ・障害児施設歯科健康診査

#### (3)健康教育・健康相談

- ・地域健康教育、健康づくり事業
- ・歯科相談、育児相談
- ・市政出前講座

#### (4)地域組織活動

- ・フッ化物洗口実施に係る研修、技術支援
- ・保育所、幼稚園、認定こども園歯科健康診査集約事業に係る助言・指導

#### (5)地域連携・医療安全

- ・幼児健診懇談会、学校保健委員会
- ・歯科を有する病院の立ち入り

#### (6)健康危機管理

- ・大規模災害時の歯科保健医療の対応

### 2. 勤務場所

(1)健康福祉局保健衛生部（仙台市青葉区）

(2)区役所保健福祉センター（保健所支所と福祉事務所の機能を有し、市内5センターあります。）等

### 3. 研修

(1)採用時や昇任時には、仙台市職員として、それぞれの段階で業務に必要な知識等を身につけるための研修を行います（職員研修所主催）。

(2)公衆衛生に携わる歯科医師として専門的な知識・技術の習得のため、各種研修機関への派遣研修を行います（国立保健医療科学院等）。

#### 4. キャリアを継続できる制度

家庭環境等の変化があっても、歯科医師としてキャリアを継続できるよう、様々な休暇制度や職務を免除する制度を整えています。

〈主な休暇制度等の概要：令和4年4月現在〉

制度名称	内容
産前・産後休暇	女性職員の出産のための休暇（有給） ・産前8週間（多胎妊娠14週間）、産後8週間
妊婦通勤緩和	妊娠中の女性職員の通勤負担を緩和するための職務免除（有給） ・朝又は夕方の1時間あるいは朝夕30分ずつ
育児参加のための休暇	配偶者が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学前の子の養育のための休暇（有給） ・産前8週間（多胎妊娠14週間）から産後8週間の間の5日以内
育児休業	3歳未満の子供の育児のための休業（無給だが、一定の場合、共済組合から育児休業手当金の給付あり）※男性・女性職員共通
育児短時間勤務	小学校就学前の子供の育児のため、常勤職員のまま短時間の勤務とする制度 (給与は勤務時間数に応じた額)※男性・女性職員共通 ・週当たり、通常の1/2～2/3程度の勤務時間
育児時間	2歳未満の子供の育児のための休暇（有給）※男性・女性職員共通 ・1日2回それぞれ45分
部分休業	小学校就学前の子供の養育のため、勤務時間の一部を勤務しない制度（無給） ※男性・女性職員共通 ・勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間以内（30分単位）
子の看護休暇	小学校6年生までの子供の看護や予防接種のための休暇（有給） ・1年度に5日以内。時間単位で取得可。
家庭支援休暇（介護）	配偶者、父母、子供等の介護のための休暇（無給だが、一定の場合、共済組合から介護休業手当金の給付あり） ・通算6ヶ月の範囲で3回まで。時間単位で取得可。
介護部分休業	配偶者、父母、子供等の介護のため、勤務時間の一部を勤務しない制度（無給） ・連続3年の期間内で、勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間以内（30分単位）

## 5. 給料・手当

- 採用時の給料月額は、歯科医師免許取得時から換算し、かつ任命される職位に応じて決定されます（博士課程修了者には加算があります）。
- 給与は、上記のほか、初任給調整手当、地域手当、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が、それぞれの支給要件にしたがって支給されます。

（参考）

24歳で歯科医師免許を取得した50歳の方の年収 約1,300万円（令和4年4月現在）

## 6. 勤務時間・休日

- 原則として、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は60分）です。1週間あたりの勤務時間は38時間45分となります。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。
- 有給休暇は、1年につき20日（採用時期により変動あり）となり、時間単位で取得できます。また、20日を限度として、次年度に繰り越すことができます。

## 7. よくあるご質問にお答えします

Q1 転勤はありますか？

A1 数年ごとの職場の異動はありますが、勤務地は仙台市内となります。健康福祉局・区役所保健福祉センターは、どこも地下鉄やJRの駅から徒歩圏内にあります。

Q2 公衆衛生に携わった経験がありませんが、大丈夫でしょうか？

A2 公衆衛生に携わる歯科医師として必要な知識を採用後の研修や勤務で修得しつつ、これまで活躍された専門分野等の経験も活かすことができます。

また、先輩歯科医師の職員がサポートするとともに、国立保健医療科学院への派遣研修などで知識を深めることができます。

実際の業務においては、職場の歯科衛生士、保健師等の技術系職員や事務職員と一緒に、意見交換をしながら進めることとなり、歯科医師としてこれまでの経験や専門性に基づく助言等を期待しています。

Q3 学会等への出張は可能ですか？

A3 公衆衛生に関する研究テーマについて、関連する学会等へ参加するための旅費や会費等を公費で負担する制度があります。このほか、業務状況や予算等との兼ね合いもありますが、レベルアップのための学会等への参加については、できるだけ配慮します。

Q4 仙台市ではどのような人材を求めていますか？

A4 「仙台市民のために働きたい」という気持ちで、課題の解決・社会への貢献をしていきたいという方、事務職や他の専門職と連携・協力しながら、仕事を進めていくことができる方を特に求めています。

- ◇ 合格者にのみ通知を郵送しますが、発表後4日たっても届かない場合には、人事委員会事務局に照会してください。
- ◇ 同日午前10時以降、仙台市ホームページ「仙台市職員採用試験情報」(<https://www.city.sendai.jp/ninjo/shise/shokuin/saiyo/shikenjoho/>)に合格者の受験番号を掲載します。また、人事委員会事務局で電話による合否の照会を受け付けます(☎022-214-4457)。
- ◇ 受験資格を満たしていない場合又は申込書等の提出書類の記載事項に事実と異なる記載があった場合には、選考に合格しても採用される資格を失うことがあります。
- ◇ この選考の結果については、仙台市個人情報保護条例に基づき、口頭で開示を請求することができます(次表参照)。

対象	開示内容	期間	申込方法	場所
採用選考の不合格者	順位及び総合得点	合格発表日から1か月間	受験者本人が、受験票又は本人であることが確認できる書類(運転免許証、旅券等)をお持ちの上、午前9時から午後5時までの間に口頭で申し込んでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しません。 なお、電話、手紙等での申込はできません。	仙台市人事委員会事務局 (仙台市役所二町分庁舎3階) ※4ページ参照

## 9. 勤務条件等

### (1) 給与

採用時の給料月額は、歯科医師免許取得時から換算し、かつ任命する職に応じて決定されます(博士課程修了者には加算があります。)。

給与は、上記のほか、初任給調整手当、地域手当、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が、それぞれの支給要件にしたがって支給されます。

(参考) 24歳で歯科医師免許を取得した50歳の方の年収 約1,300万円(令和4年4月1日現在)

### (2) 勤務時間等

原則として、週休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間は60分)です(1週間当たり38時間45分)。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。

### (3) その他

本人の適性、能力に応じ、適宜人事異動を行います。

## 10. 日本国籍を有しない職員の担当職務について

日本国籍を有しない職員については、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、次のような制限があります。

### (1) 公権力の行使に該当する職務は担当できません。

公権力の行使に該当する職務とは、おおむね次のとおりです。

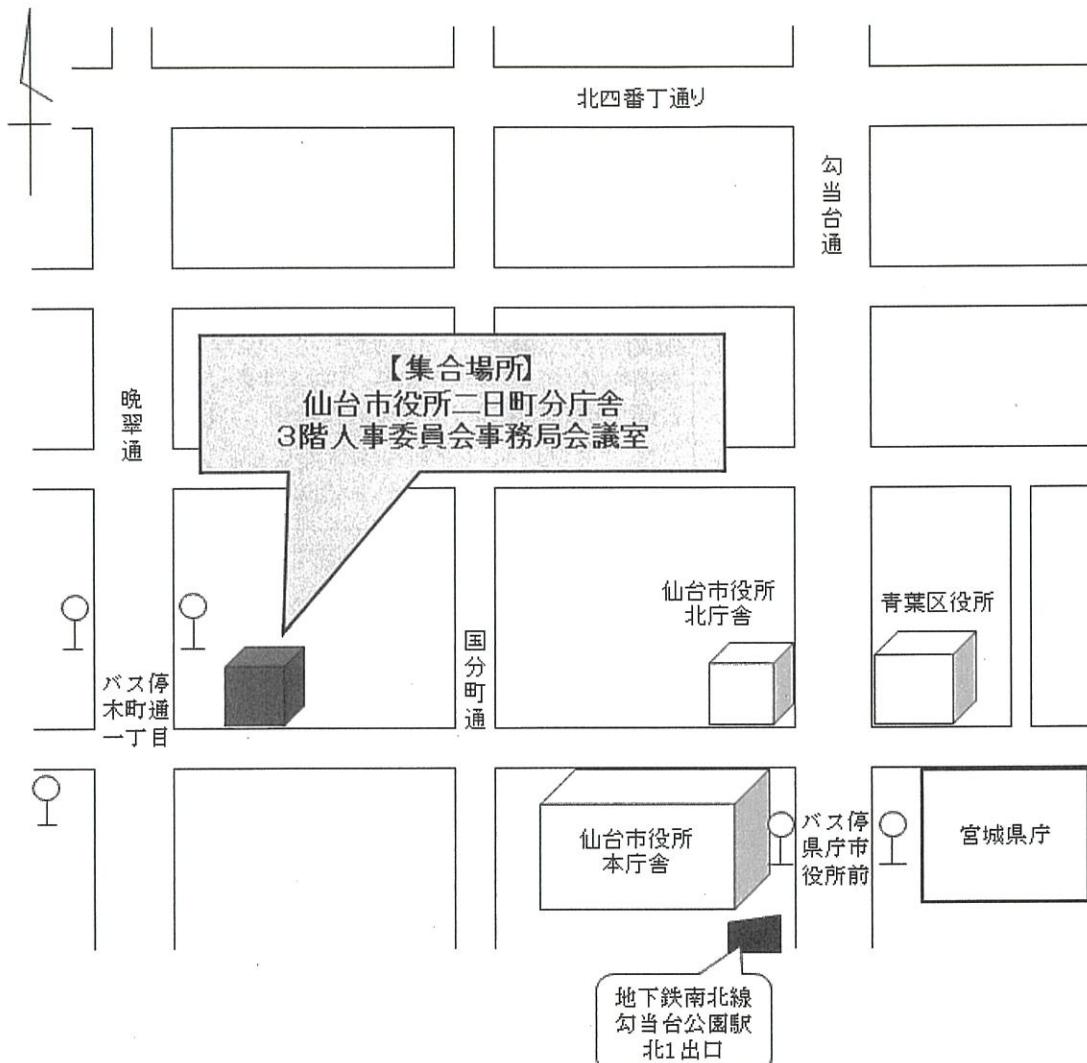
- ① 市民の権利や自由を一方的に制限することとなる職務
- ② 市民に義務や負担を一方的に課すこととなる職務
- ③ 市民に対し強制力をもって執行することとなる職務

### (2) 課長以上の専決の権限を有するラインの職に就くことはできません。ただし、主幹、参事、理事というスタッフの職に就くことにより局長級までの昇任が可能です。

※ なお、不明な点やさらに詳しく知りたい点がある場合は、総務局人材育成部人事課までお問い合わせください。

## 仙台市役所二日町分庁舎 案内図

〔住所：仙台市青葉区二日町4-3〕



- 地下鉄南北線「勾当台公園駅」下車 北1出口から徒歩約7分
- 市営バス・宮城交通バス「県庁市役所前」下車 徒歩約6分
- 市営バス「木町通一丁目」下車 徒歩約1分

### 【受験申込に関する問い合わせ先】

仙台市総務局人材育成部人事課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 電話：022-214-1215(直通)

### 【職務概要に関する問い合わせ先】

仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 電話：022-214-8197(直通)

### 【考查会場及び合否に関する問い合わせ先】

仙台市人事委員会事務局任用課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 電話：022-214-4457(直通)